これからの防災まちづくり・くにづくり学習

0. 東日本大震災の体験と教訓

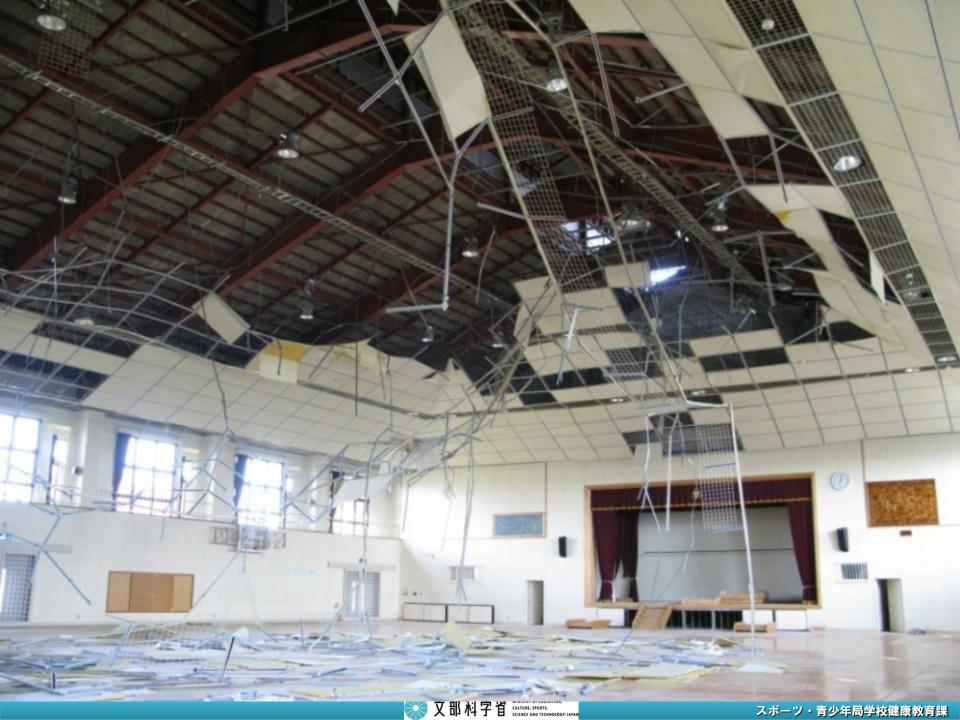
1. 学校における防災教育と防災管理等

2. 今後の学校防災の充実のために

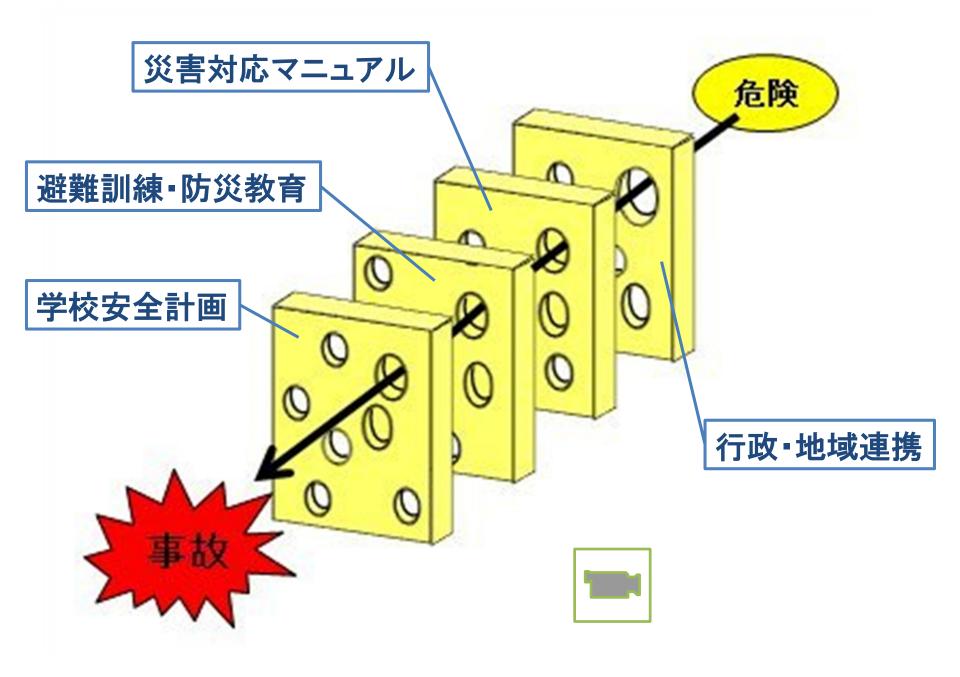












【東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議】

(第1回~5回)中間とりまとめ(平成23年9月)

【防災教育】

- 〇自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する
- O<u>支援者となる視点</u>から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める

【防災管理等】

〇被災時における安全を確保するための<u>防災管理・組織活動の充実・徹底</u>

「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」

(第6回~9回)最終報告(平成24年7月)

- ●防災教育の指導時間の確保に向け、主体的に行動する態度や支援者としての視点を育成する観点から、児童生徒の発達の段階を踏まえた系統的・体系的な指導を行うことが必要。
- ●特に津波災害については、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域の特性に応じ、様々な場面や状況を 想定した上で、津波避難マニュアルを作成し、訓練を実施していくことが必要。
- ●教職員の被災など、想定以上の災害が発生した東日本大震災における事例も考慮し、臨機応変に対応できる組織の在り方が求められる。
- ●<u>引き渡しのルールや避難所の開設・運営</u>については、あらかじめ、<u>保護者や地域住民</u>と連携を確立させることが必要。
- ●<u>防災マニュアルの作成に当たっては、保護者・地域住民、関係機関等の協働によ</u>り作成するとともに、訓練の実施結果等に基づき、常に見なおしを行うことが必要。

[落ちてこない・倒れてこない・移動してこない]場所に。

学校防災マニュアル(地震・津波災害)

作成の手引き



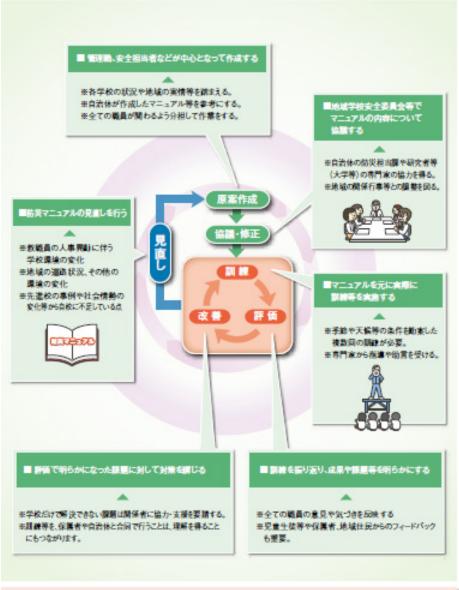
避難訓練の実施・評価・マニュアルの改善

事前の危機管理→発生時の危機管理→事後の危機管理

- 体制整備と備蓄
- 点検
- ─ 遊難訓練─ 教職員研修等
- - 一 初期対応一 二次対応

- 安否確認
- 対策本部の設置
- 引き渡しと待機
- ━ 避難所協力
- ━ 心のケア
- 原子力災害





これら一連のプロセスに全職員が関わることにより、実践的なマニュアルとなるのです。

【学校防災マニュアル作成の手引き】②

事前の危機管理

発生時の危機管理

命を守る

事後の危機管理

対

策

本

部

設

置

p00

立て直す

体制整備と備蓄 p00

- ・管理職、安全担当者のリーダーシッ プが重要
- ・全ての教職員の分担と責任を明確に
- ・想定される二次災害をリストアップ
- ・発生時、二次対応時、学校待機時そ れぞれに役立つ物品のリストアップ

点 検

00g 非構造部材の危険

- ・学校が行う点検と専門家による点
- ・避難経路や避難場所の点検

避難訓練

00g

曟 **0**

発

生

地

・基本行動は「落ちてこない・倒 れてこない・移動してこない」場 所への避難

- ・二次災害(津波や火災等)から の避難や引渡しの訓練
- ・教科指導と関連させた訓練

教職員研修

- ・学校安全の中核となる教員の養成
- ・地域や関係機関・団体との連携
- ・地域人材を活用した研修や授業等

緊急地震速報 地震の揺れ

○津波の危険が考えられる地域では、地 震後すぐに高台等あらかじめ決められ た避難場所に避難します。

管理下

校内

校外

通学路

管理外

休日

登校前

下校後

初期対応 p00

落ちてこない 倒れてこない 移動してこない 場所への避難

二次対応

素早い情報収集 適切な二次対応の判断 臨機応変な判断と避難 ※正常化の偏見に注意

管理下、外に関わらず、児童生徒等がそれぞれの状況 下で対応できるよう事前の指導・訓練が必要です。



※正常化の偏見(バイアス) 自分にとって都合の悪い情報を 無視したり、過小評価したりして しまう人間の心理特性



避難所協力

00g

- 事前に教職員が協力できる内容地域や 防災担当部局と整備

心のケア

00g

健康観察によるストレス症状等の把握と 対応

原子力災害

00g

─ 情報収集と適切な退避・避難行動

引き渡し(待機)

p00

事前に保護者等と話し合いルールを

津波等の二次災害の危険性を十 分に検討した上で引き渡すかどう かの判断を。

否 確 認

00g

連絡、通信手段の複線化を

求められる機能とその業務内容 的確な情報収集と発信、優先順位

- と校内研修の充実
- での活用

「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない地震災害にきちんと備えることが重要です。

- ※上記のフローチャートは、震度5弱以上の大規模地震発生の場合を想定していますが、地震発生時には、震度が判断できない事から、初期対応の「落ちてこない・ 倒れてこない・移動してこない」場所への避難行動は、震度に関わらず必要です。
- ※災害対策本部の設置時期については、災害規模や、管理下、管理下外により変わることが考えられます。
- ※このフローチャートでは、初期対応を揺れが続いている時間、二次対応は揺れがおさまってから津波や火災など地震の次に起こる危険から回避するまでの期間と して示しています。

【学校防災マニュアル作成の手引き】③



揺れている間に、マニュアルを 見ることはできません。

揺れが収まっても、津波や火災 等の2次災害からすばやく避難す ることが必要です。

o

あわてた行動、けがのもと

国土交通省 気象庁

あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)揺れがおさまってから、あわてず火の始末

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話:(03)3212-8341(代表)

近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば

海岸でぐらっときたら高台へ

. t . c . t . c . c . c . c

【学校防災マニュアル作成の手引き】4)

事前の危機管理

備える

体制整備と備蓄 n00

- ・管理職、安全担当者のリーダーシップ
 - 全職員の参画

校内の体制整備

地域·自治体 との体制整備

二次災害を 想定した準備

災害時に必要な 物品・備品の準備

中核となる教職員 校内防災委員会

PTA自治会 自治体の防災担当部局 消防署•警察署

地域性を踏まえた 二次災害の想定 適切な避難場所・経路 避難指示手順の明確化 情報収集 避難行動 避難生活 救護 等

点検

が重要

00g

- ・非構造部材の危険
- ・学校が行う点検と専門家による点検

全ての教職員の分担と責任を明確に

・想定される二次災害をリストアップ

・発生時、二次対応時、学校待機時そ れぞれに役立つ物品のリストアップ

・避難経路や避難場所の点検

避難訓練

00q

- ・基本行動は「落ちてこない・倒れ てこない・移動してこない」場所へ の避難
- ・二次災害(津波や火災等)からの 避難や引渡しの訓練
- ・教科指導と関連させた訓練

教職員研修

00g

- ・学校安全の中核となる教員の養成 と校内研修の充実
- ・地域や関係機関・団体との連携
- ・地域人材を活用した研修や授業等 での活用

参考資料

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について

平成23年7月(東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会)

「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために~学校施設の非構造部材の 耐震化ガイドブックI 平成22年3月(文部科学省)

キーワード

「上からものが落ちてこない」

「横からものが倒れてこない」 →児童生徒自らが判断・行動できる力を!

「物が移動してこない」

研修内容の例

- マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練
- ・ AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- 教職員の安全確保と安否確認の方法
- 児童生徒の安全確保と安否確認の方法
- ・児童生徒の引き渡し等の方法
- ・児童生徒の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置づけ
- 、教育内容、教材等に関する共通理解
- 児童生徒の心のケアに関すること 等

発生時の危機管理

命を守る

この間、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に教職員がしっかりと理解しておくことが大切です。

緊急地震速報 地震の揺れ

> 〇津波の危険が考えられる地域では、地 震後すぐに高台等あらかじめ決められ た避難場所に避難します。

管理下

初期対応 p00

落ちてこない 倒れてこない 移動してこない 場所への避難

二次対応 p00

素早い情報収集 適切な二次対応の判断 臨機応変な判断と避難 ※正常化の偏見に注意

管理下、外に関わらず、児童生徒等がそれぞれの状況 下で対応できるよう事前の指導・訓練が必要です。

校内 校外

通学路

地震

の

発

生

管理外

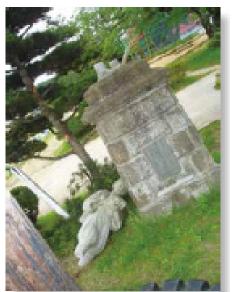




※正常化の偏見(バイアス) 自分にとって都合の悪い情報を 無視したり、過小評価したりして しまう人間の心理特性









p00

事後の危機管理

立て直す

避難所協力

00g

■ 事前に教職員が協力できる内容地域や 防災担当部局と整備

心のケア

p00

■健康観察によるストレス症状等の把握と 対応

原子力災害

p00

- 情報収集と適切な退避・避難行動

引き渡し(待機)

p00

┗ 事前に保護者等と話し合いルールを

津波等の二次災害の危険性を十分に検討した上で引き渡すかどうかの判断を。

安否確認

p00

■連絡、通信手段の複線化を

求められる機能とその業務内容 的確な情報収集と発信、優先順位

<u>事前の備えができていなければ、どうにもなりません!</u>

子どもに現れやすいストレス症状の健康観察のポイント		
体の健康状態	心の健康状態	
●・食欲の異常(拒食・過食)はないか・睡眠はとれているか・吐き気・嘔吐が続いていないか・下痢・便秘が続いていないか・頭痛が持続していないか・尿の回数が異常に増えていないか・体がだるくないか	 ・心理的退行現象(幼児返り)が現れていないか ・落ち着きのなさ(多弁・多動)はないか ・イライラ、ビクビクしていないか ・攻撃的、乱暴になっていないか ・元気がなく、ぼんやりしていないか ・孤立や閉じこもりはないか ・無表情になっていないか 	

引き渡しのルールの例

地域の震度	以上	時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、子ども を学校で保護しておく。
	震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある子どもについては学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

※上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要がある。

<u>デジタルとアナログ!</u> ハイテクとローテク!

重申に記

→ 全ての方法の複線化を!

保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、



【防災教育参考資料】①

阪神・淡路大震災 平成7年1月

平成10年3月防災教育のための参考資料 「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開

○学校等の防災体制の充実に関する調査研 究協力者会議

平成7年11月 第一次報告 平成8年 9月 第二次報告

H12鳥取県西部地震、H13芸予地震、H15年十勝沖地震、H16新潟県中越地震、H19能登半島地震、新 潟県中越沖地震、H20岩手・宮城内陸地震等、震度6弱以上の地震18回

H21.4.1「学校保健安全法」施行

H20.H21 学習指導要領の改訂

平成22年度 防災教育のための参考資料 「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開 改訂

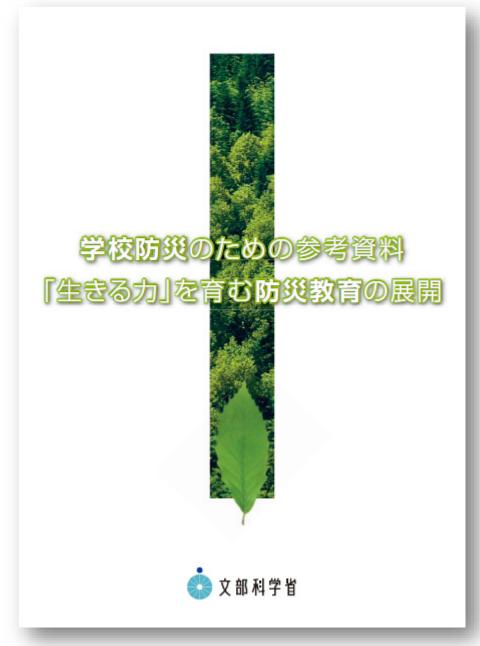
平成23年3月 東日本大震災

- ○東日本大震災における学校等の対応等 に関する調査研究 平成24年3月
- 〇東日本大震災を受けた防災教育・防災 管理等に関する有識者会議 平成23年9月 中間とりまとめ 平成24年7月 最終とりまとめ
- ○「学校安全の推進に関する計画」 平成24年4月

H25.3 「生きる力」を育む防災教育の展開

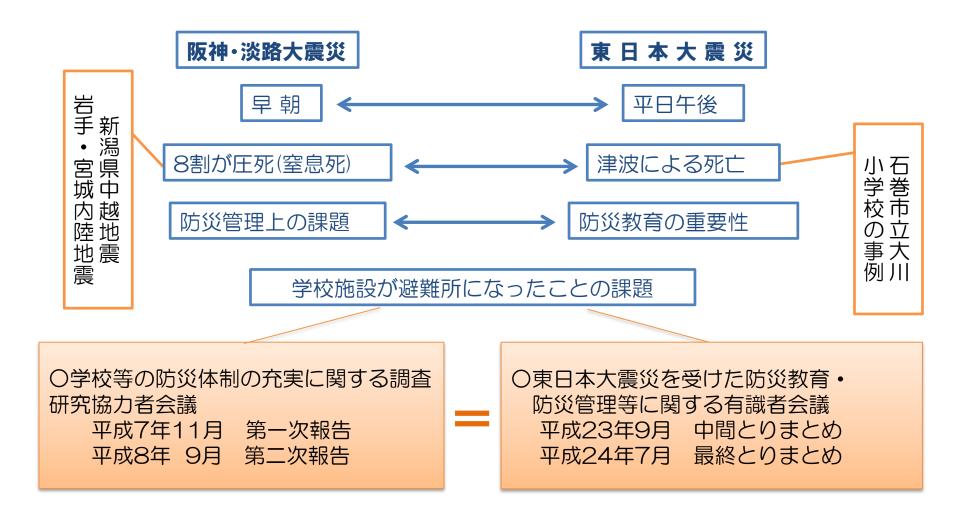
【防災教育、防災管理、防災に関する組織活動】





平成25年3月 文部科学省

第1章 学校防災の意義とねらい① p1~7



Point 自然災害が多発する日本では学校防災が重要

第2章 学校における防災教育① p8

【防災教育の目標】

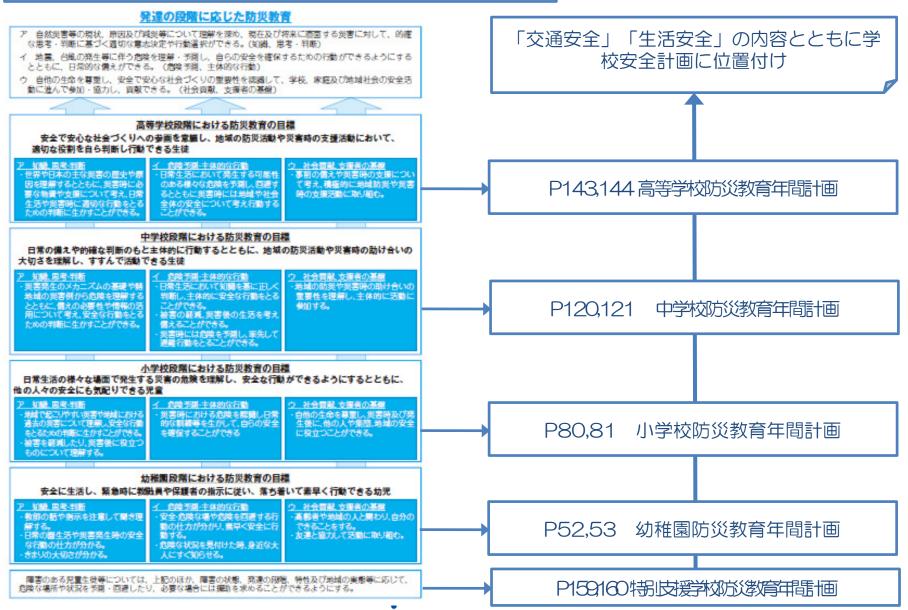
「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、<u>的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択</u>ができるようにする。
- イ 地震、台風の発生等に伴う<u>危険を理解・予測</u>し、自らの安全を確保するための 行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ウ 自他の生命を尊重し、<u>安全で安心な社会づくり</u>の重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の<u>安全活動に進んで参加・協力し、貢献</u>できるようにする。



Point 児童生徒等の発達の段階に応じた系統的な指導が必要

第2章 学校における防災教育② p10



「学校安全の推進に関する計画」(=今後の学校安全の方向性)

【学校における安全教育】

○安全に関する知識、行動する力が課題 ○指導時間の確保と教育手法、指導体系の整理

安全教育の充実

- ・安全に関する知識とともに行動する態度の視点
- •指導時間の確保、より効果的な教育手法導入
- •東日本大震災の教訓を踏まえた安全教育

【学校における安全管理】

- ○学校管理下の事故は増加傾向
- 〇不審者侵入、交通事故への対応
- 〇東日本大震災を踏まえた自然災害への対応

学校安全体制整備

- ●学校内の安全体制の確立(施設設備・組織)
- *家庭や地域と連携した安全体制の整備

「自立」「協働」

第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方に示されたキーワード

【より実証的な学校安全施策の推進】

- ○<u>セーフティプロモーション</u>の考えに基づいた施策展開
- ・事件・事故災害に関する情報収集体制の整備充実
- ・実証的な安全管理につなげる分析調査機能の強化
- ・優れた取組事例(ISS)などの推奨

〇負傷

減少傾向

〇死亡

ゼロとなるよう最大限努力

総合的かつ効果的な学校安全に係る取組の推進

- *セーフティプロモーション:1989年9月にWHOから提示された考え方で、障害をもたらす事故、犯罪被害、自傷 行為等を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとするもの。
- *ISS: WHO協力センターの推進する地域単位のセーフティプロモーションの取組と連動した認証活動。同センターの 指針に基づき、より安全な教育環境づくりを目指す学校に与えられるものとして世界規模で展開されている。

学校安全を推進するための具体的な方策等

1. 安全に関する教育の充実方策

- ○主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた参考資料を作成。
- ○全国的な情報共有や意見交換の機会を設 定し、教育手法の改善を図る。
- 〇安全教育に係る指導時間を確保するため、 安全教育に関する教育課程の改善を視野 に入れた研究を推進する。
- ○緊急地震速報等を活用した優良な避難訓 練等の実践事例情報を学校等に提供する。
- 〇発達の段階等、児童生徒の状況に応じた 安全教育展開のための研究促進を図る。
- ○情報社会への対応のため、引き続き情報 活用能力の育成を図る。
- ○原子力災害に対する適切な準備が可能と なるよう努める。

2. 学校施設及び設備の整備充実

- ○学校の設置者が行う耐震化及び防災機能 の強化を支援する。
- ○学校における非常時の安全に関わる設備 の整備充実を促す。

3. 学校における安全に関する組織的取組の推進

- ○学校安全計画の充実を図るため積極的な 情報提供を行う。
- ○全ての学校において学校安全の中心的役割を果たす教職員が一定水準の知識や資質を備えることを目指す。
- 〇安全点検では、事故事例を踏まえた具体 的な改善の取組が必要であり、そのため の情報提供の確立に努める。
- ○全国の教職員が学校安全に関する一定の 知識を持つことができるよう、最新の安 全知識や優れた取組事例などについて参 考資料を作成・普及する。
- ○全ての学校において速やかに危険等発生 時対処要領を作成するよう促す。

4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

- ○地域社会との連携強化
- 〇保護者や地域ボランティアの養成・研修 を促進する。

「主体的に行動する」力を身につけるということ

防災教育の目標



「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」

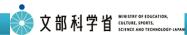
- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、<u>的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択</u>ができるようにする。
- イ 地震、台風の発生等に伴う<u>危険を理解・予測</u>し、自らの安全を確保するための <u>行動ができる</u>ようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

「自己責任」

「民主主義」



・ 指導者が正しく理解すること。



東日本大震災では・・・ 「地震発生から30分、2万人は生きていた」

- 〇「命を守る防災教育」(学校では)
- ▲「家庭、地域、行政の役割と個人のかかわり」

スーパー都市災害「首都直下地震」

- ·想定死者数3万人
- ·被害額200~300兆円
- ·首都機能喪失

スーパー広域災害「南海トラフ巨大地震」

- ·想定死者数13~40万人
- ・被害額220兆円
- ・700市町村に災害救助法

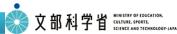
これからの防災教育は「命を守る」



「日本での生き方」を教える教育

「自助」「共助」「公助」 = 7:2:1

「自己責任」



水害の兆候監視強化 - 各戸へ現場映像



防災無線で避難指示が流れ

情報の伝え漏れ対策も重

できるだけ早く遊離を

市は避難指示の判断基準 ないという声が多数寄せら で防災行政無線が聞き取れ 年の台属で等の際、暴風雨 行方不明者が出たるの

い道路を積査し、 材料にすることを決めた。 状況も避難情報路合の判断 今月、水位外に、現場の が150棟を超えた。市は があるれ、床上・床下寝水いたが、先に排水溝から水 今後、排水溝や標高の低 理地に深

治体や住民が備えを進める。 には、どうしたらい 世でや いる。早めに避難を呼びかけ、多くの住民が避難する 「ここの冠水状況もチェ 大雨で水害の恐れがある地区に市町村が避難指示を 住民が遊離所に遊難しない事例が相次いで いのか。適去の水害を教育に、自

際の指標とするためた。 で浸水しやすい場所を確認 低い路面を指さした。大雨 千葉県佐倉市の高崎川沿い ックポイントだ」。旧り、 避難物告や指示を出す 市の担当職員が標高の 開後に指示に切り替えた。 市は川沿いの2888

も、逃げられなかった。 「あの状況で言われて も、逃げられなかった」。 しかし、遊業所に来たのは 避難勧告を発令し、約1時 昨年10月の台属が号で、

ていたという。

を何川水位4・9がよして

自宅的はすでに観測が満れ 井原久江さん(88)の

> 島などで9人以上の死者・ 離指示などを施す。

から映像、音楽、文字で麗 た。災害時に市のスタジオ 用小室テレビを配り始め 度、市内全世帯にワンセク 要だ。三重県尾鷲市は今年 呼びかけたい」と話す 幹は「兆侯を現場でつか 秋葉旦一・防災防犯課副主 に報告する手順を詰める。

ってもらえる」と話す。 の映像を消せば切迫略も持 て初めて住民は動く。現場 他機管理室は「情報が買い の映像も配信する。市防災 市内はカ所の監視カメラ (古城城隆、石川智也)

住国も避難の備えに力を 町内会と企業協力・川の濁り、住民が連絡

に13日、近Vの槙島原連合 ニチカ宗治事業所の体育館 こチカ宗治事業所の体育館

市水防縦川北日、千雅県佐倉市、井手さゆり海彫排水用のエンジンポンプの使い方を確かめる佐倉

町内会の12人が集まった。 ますか」「2階を使っても 「年後りが座るいすはあり

で、社員に展開した。

いいですか」。町内会が来|客の際に避難者を受け入れ|難指示を出し、避難者は6かれのですか」「2階を使っても| ユニチカは、町内会と水|治市は6万1945人に延ますか」「2階を使っても| ユニチカは、町内会と水|治市は6万1945人に延 | 月予定する防災訓練の下見 | ら依頼した。 他市は6万1945人に避 昨年9月の合風18号で字

器を町村で、

(4・2%) だったことが分かった。未明の発令や防災無線の関こえづらさに加

専門家は「命に関わる情報が生かされていな

昨年の裏附で水害が発生し、雌雄指示―四―の発令後に避難状況を確認で含た

い」心理響る。

元、住民の認識不足も影響した。

▼初面=備え「見える化」、55㎜=避難率アップに挑む

H26,5,19 朝日朝刊



科 学 省 部

· 青少年局学校健康教育課

MINISTRY OF EDUCATION

生徒及び保護者の皆さまへ

高等学校長

台風などの自然災害の影響によって警報が発令された場合の臨時体校等 の措置について

1 臨時休校等の措置に関する考え方

- (1) 午前6時の時点で、高知市を含む高知県中部に「大雨警報」、「洪水警報」及び「暴風警報」が発令されていれば、危険を避けるため登校を見合わせ、自宅で待機してください。
- (2) 午前6時以降、次の①又は②の場合は、臨時休校です。
 - ① RKCテレビ、RKCラジオ、KUTV及びさんさんテレ ビのテロップで、本校の休校情報が放送された場合
 - ② 高等学校課のホームページの右上の「休校情報」に、本校 の休校情報が掲載された場合
- (3) 本校の休校情報がテレビやラジオで放送されない場合、午前7時30分までに、 発令されていた「大雨警報」、「洪水警報」及び「暴風警報」が全て解除されたと きは、安全な方法で登校してください。
- (4) 本校の休校情報がテレビやラジオで放送されない場合であっても、午前7時30分になって、「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」のいずれか1つでも解除されないときは、臨時休校です。

2 関連事項

この文書は、本校のホームページのモバイルサイトにもアップロ

ードしますので、必要なときにご確認ください。

- 暴風警報や注意報は 「気象庁(地方気象台)」 が発表する情報
- 発令は「自治体の長」が 災害対策基本法に基づき 行う勧告や指示
- 避難所と避難場所?(指定避難所と指定緊急避難場所)→災害対策基本法